### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	第十三世紀英国の政治思想
Sub Title	
Author	槙, 智雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.2 (1926. 2) ,p.179(39)- 210(70)
JaLC DOI	10.14991/001.19260201-0039
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260201-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三八

相殺により τ 概念と遠ざかる。・・・・らりと。 は継べて 12 於 ~ 同 額 な 主張 す 3 ŧ は、最 も普通一

- Liv. II, ch. 9, % 1. (tome II, p. 354-5. en note)
- Cours, Ve Partie, ch. 8. (p. 329.)
- (10) (9) ch. 7, % 1. (tome II, p. 262\_4.)

3 0 るご信 0 業 0 利 0 213 傾 τ 向 否 認す す 13 3 各 は、産 ے ع 所

0 頁の 胜(工)参 肌。

### 三世 國 の政 治 思

智 雄

中法 Ħ 制 及 治 U 瓜 反 12 想 爾(Barons' 現 3 Ø n 關係。 1: War) る Ė 四自 六、總括 由主義。 由主義的學說(Song of Lewes 及び Bracton) (イ)マ グナ・カ タの Œ, 想 三、(口)加思 Ti,

潜 τ 〇七七 世國家に見 を受けた。 imperium in imperio は其政治組織の (Libertas) を要求 合に 會は る「皇帝 第十三世紀英國の政治思想 所 由 つ 謂 0 る主権の存する事なく、王権 τ 尤も第十一世紀以後教會と Communitas Communitatum īt: 會を構成し、教會、都 す し て自治權乃至宗主權 る所凡ては法の力を有す」この格言を主張せる 特長なりとせら 市、對 帝國の抗争始つて、各 Ø 建諸侯、僧侶、商 τ 老 如 + きすらも私法 Ų 最高 邻二號 0 叉 的 如 自殊 な る 0 8 13 财 は 如

alism) 6 30 あ 置 か る 17 < な 17 (推三)。 劉  $\Xi$ 而 Ľ. N. 8 す 此 る 72 洪 Z 0 想 12 限 ક 從 2 君 は つて 主 時 ね 之を 政 で な 0  $\mathcal{C}$ III あ 6 3 (M) 5 ह्य は 或は 法 な の政治思 蓋 12 0 か 爽國 現るは し 從 改廢する つた。要 英國に 憲 政 治 第 法 最高 於 す Ø E び て憲 三世 意 3 長 账 12 法 す 13 紀 4 0 る憲 保 3 政 世 の英國で、此 持者 12 12 外 於 法 8 言及び **土**義 が存 なら は τ 墾 は 竟 3 原 即 (Constitution-John Austin 3 想 唭. な 則 制 並 を 12 4. 君 以 基 0) 12 主  $\tau$ T

古 3 從 始 0 H 來 principle, Anglo-Saxon freedom 要 DI. 的 3 から 沚 ч 3 人 15 原 會 自 類 始 12 Ų? 曲 社 文化 (祖四)。 求め 主 會 義 13 0 h 的 關 破 チ ኑ な 閺 **3**. す す 3 る論 時 る 爽 代 ŀ 办 國 12 爭 12 ン 政 U 制 な 言 T 治 て以 及す 3 度 政 制 0 チ 治 度 る 18 0 T かず 中 ず 世 3 K 12 野 な 7 義 つて 蠻 兩 を云 2 迷 言 7 居 信 少 0) 集 A All. 300 It 44 越 智 其 原 13 過去 3 入 辟 代  $\tau$ 72 12 紀 泚 3 ン

代 ゥ ~(~ 义 3 徑 あ 12 0 す 办多 制 自 つ h 3 7 能五 曲 E で 政 0 ---ક 分 國 文 3 法 3 12 は 13 第十三世紀英國の政治思想 自 然 3 12 D 0 て、之 大 3 T C 以 12 あ 0) 3 對 自 2 系 N F 3 0 由 72 す 0 或 古 能 平 な 代 反 等 因 る 0) 0) 0 希 抗 0 君 中 12 を 國 如 は 主 央 發 羅 0 3 叉 見 \$ 0 せ は 旭 馬 83 自 其 を す 原 0 例 3 山 力 2 す を の で 否 主 で 0 な 王 智 T す 鰸 ぬ(性心。 は 0 る。 火 あ 3 で は 歌 分散 促 如 12 る あ \* 同 つ 12 প্র 腙 72 0 Z)> 8 な 12 44 湴 5 0 叉 2 3 す 智 り、人 かゞ 0 主 72 12 觅  $\Xi$ 火 如 附 し 6 n 3 民 で 8 其 0) 自 3 拉 隨 的 12

效に抗 是 0 し 题 べき 政治及び 如何。更に 那邊まで する最 か。 。 E 會 此 묎 想 ž は る か、又政 で 0 で 治 30 0 想と 事 質さ か。 は 以 智 T 第 12 此 三世紀英 時代の 的 とす Ø 有 す 政

- **模英國中** 世 0 治 棚 力 સ lil: 會組織。 三田 13t 會 雜 誌 第 + 八 卷 第 pg
- Moyle. " Quod principi placuit に此格 Ħ を帝 図 整 legis 1= 適 ]}] ū vigorem." ん સ્ 4 The Institutes Ъ 非 質に ्र 關 Justinian, 7 は Bk 1. Title Atger, Essai 11. 6. trans. l'Histoire Ą
- 0 Ξ 0 Constitution," 41-44. 第 1: 合 G. B. Adam, The Origin of the English Constitution, 1-3; Ibid, ch. n 法 17. す る。 に於て Blackstone も B Sharwood's Blackstone's を教示 す る # 亦 王に法 Commentaries, 15 く、とは Ø Note A. 紺 ፑ 12 周 Ļ あ "The Limited Monarchy る 脖 χ̈́Þ 化 說 共 場合 ८ Ø 適 其
- τ Dopsch, Wirtschaftliche u. Soziale Grundlagen der Europäischen

Kulturentwicklung r. Ersker Abschnitt; P. Vinogradoff, Villainage in England, Introduction. 📣 🔤

- 六 Ħ. Sir Francis Padgrave, quoted in Vinogradoff's Villainage in England, 12-13. Voltaire 义斯 く信じ Alle die Zeiten des Mittelalters sind für ihn(Voltaire) Jahrhunderte メ 覧 〜 信 む Alle die Zeiten des Mittelalters sind für ihn(Voltaire) Jahrhunderte der Barbarei, Aberglaubens, vernunftloser Wundergeschichten, ein ungeheures Negativum aller Kultur! Ibid, 6.
- -1: Ford, Representative Government, ch. X

### Section (Section)

鍵で、此 體と 3 階級に 引 英國 用 0 12 二八三 漳 72 的自 K 3 國 由 Runnymede て残ら R 它 第十三世紀英國の政治思想 單 かず 論 究 15 王に を 之 す 定 W 主 かぎ め 族 3 T 膱 τ 飞 C 利 な  $\pm$ つ ٤ 12 7 王及 3 金田い。 君 12 就 12 必 過ぎ 主 憲法 ず第 τ 貴 政體 貴 族 Ø 叉 族に + = R 上の (Barons) る。 目 13 對 大 世 τ 勝 紀 大憲 す 3 Ø 利 0 初 0 な 頭 法 は ž 12 (推二) T 3 浓 云 自 ふ 山 Ė から 3 如 0) 己 -

四三

3 る す 否 2 で 之 3 ~ 3 反 介置 3 1 此 Ż 8 いは 檢 すれ る。 ば 7 近 之 E 2 T 7

(quasi E 1-Ø て、之 規定 pax 0 鬒 す を inter 0 的 (tota Angliae nobilitas で、John 民 regem et barones) ナ・カ を見 の嬶 0) 割 和  $\Xi$ 結 B 條 Ħ 3 全 約 12 bo 中 3 12  $\tau$ 認 就 之 記 regni) で t 7 を股 す あ 3 何 3 3 で 12 等 3 3 貴族 由 Ď 韶 0 する。 つ 建 つ る B て、憲 τ 事 同 0 なる B **\$**5 間 憲 叉 其一般を 0 13 其 を知る。 自 رن • 不利 (discordia inter nos et barones) カジ 要水 身 課 稅 は 圃 は僧 E 條 12 其六 貮 3 3 對 官 事 色 す 貲 办 族 獲 3 族 三ケ 72 承 來 (magnatas 0 3 認 E 3 集 8 中二二 表 會 0 か 叉 + 英 和 13

原 四 11 な 大 3 由 次 叉 すぶ 72 3" 势 它 0) 50 B 建 政 **ل**ا ، 0 步 は 想 て Z 3 づ ケ \$ + 定 的 3 で、王 遵 0) 0 ક 0 治 3 自 玄 T 要 活  $\Omega$ 孙 智 12 得る 3 Ξ. す 12 所 來 定 重 72  $\tau$ 自 15 る 三及 3 す 紀 3 0 義 能 3 ---人 初 主 般 務 H. L 8 び ---かぎ 大 E 自 12

(right of rebellion) t 二. 3 0) 表 ば 法 名 寸 3 而 其 3 12 は、全 K 曲  $\Xi$ 思 τ 0) つ 民 は王  $\tau$ C 0 12 云 25 0 کہ 大 が、之 Œ 自 0 ある 111 來 E. 章 に過ぎ から 想 **D** 9  $\exists i$ 封 2. 迎 定 建 る 0 **Z**" 原 は 全 3 則 で 之 E 及 0) カラ は で 13 (指八)。 表 全 る は 3 然 叨 な 定 13 法 い B 3 大  $\tau$ 地 を 憑 0 0) 岩 及 定 L 3 U さが 由 は 実 六十 舊學 を 112 τ 山 假 0) 12 之和 つ 有 3" 自 法 質 3 あ 账 由 7 的 E 13 つ E 單 主 0) T 没 0 は、上 て、 反 な 對 如 手 收 H 日 亂 的 段 る 韶 Ų 山 的 制 貲 權 凡 な 0 を h 定 原 族 b τ 利

及 U 被 当 者 共 (: 義 12 粉 於て E 負 治 U 其 者 違 3 背 12 沿 强 者 制 ح 3 0) 3 間 0 1 契 0 で 約 南 T る(註九) à つ T 此 mi 契 L 約 7 關 圆此 係 H は 想 治

政 當 C 遵 0 7 3 制 要 を 過 求 3 智 す で 4jr 政 る 智 3 つ 0) 3 た、駐 τ を 3 E は 1: Œ 1 十三世紀英國の政治思想 3 な  $\ddot{\exists}$  $\mathcal{O}$ は 容 政 τ 法 Communa で Ŧ: 72 13 少 法 す 其 る 3 0) 爸 す 法 秩 文 日 8) 的 主: totius 13 序 3 唯 を ż ક  $\Xi$ 以 0 0) τ 3 現 立 す る 13 は 3 で 承 0 封 (能 1 ):() 歷 認 あ 侵 史 12 b 3 3 垫 害 契 す 的 得 約 せ さ一致 3 邌 つ 法 意義 7 12 る 合 77 0 L 0 0 72 火 0 來 V 包 3 '行 云 な 大 2 澎 中 12 滅 It す JE 12 法 覃 3 0 Holds-18 政 12 は 13 0) 法 は 8 法 對 12 3 12 存

安全にして、王は制限さ ある、(註一四) 因に英國議會制度は れ此制限を完全にするに 此世紀の發達に負ふ處大である(誰」五)。 つて 法 は最高 たるを得 るので

- Stubbs, Constitutional History of England, 1. 570; also quoted in Petit-Dutaillis, Studies Supplementary to
- Hallam, Middle Ages, 11. 116. (Armstrongs' Hallam's Works, 1882)
- 此 點 に 関 する 論 文 "The Great Charter," Petit-Dutaillis, op. cit. XII 巻 剛
- the Engl. Const., 209-210; Petit-Dutailies, op. McKechnie, Magna Carta, 116;各章の性質に関す cit. 136-137 參 順° る分類 12 就て 11 Ç Ä
- . は 封 建的 徴 なる 認が aidsの範圍を定め、更に他 ij 17 75 5 82 さ定め 糆 類 た。 0 徴金 Ibid, 248. なる
- namely, by seizing our castles, lands, possessions, and in any other way they can,...." Ibid, 467. corrected the transgression . . . . those five Communa tocius terre), distrain and distress us in all possible and twenty barons shall,
- Petit-Dutaillis, op. cit.
- 極社會契約論の Z 封 샓 制度更學第三卷、四 八 24 14 八 儿 急
- Theory in the West, iii. 74.
- O

. .

PARTY PARTY PARTY

de Montfort を頭目ミする一二六四年の \* 紀で通貨する 二八九 條款 の大憲 ず、一定 (The てマグナカル 第十三世紀 國の政治思想 Provisions of Oxford) に於て、更に此思 章に續く更改、確證及び再發布を通じ又一二五 他の諸制度並 Ø タ の 思 に諸事 想 τ b 反亂 (Barons' 亦此處に存 件に就て 法に從はざ するの War)に由って、此信條の 明瞭 想の頂上と に親 であ るべ £ 30 から も称 八 すべき 0 才, 水る。 て此 は對

第二號

如何に根底深きかを察知するを得るのである。

E 2 發  $\mathcal{I}$ E 17 全 +  $\tau$ 布 は هيب E 3  $\mathcal{H}$ 17 は 末 智 此 Henry 通 \$ 貨 族 3 3 梦 後 III (1216-1272) 6  $\tau$ 8 は 0 0 3 0 相 B 3 當 n 3 0 遵奉 す b から 12 0 0) Edward 洪 ~ あ を 2 z 後 な 然 6 政 3 12 4 ы 治下 效を及 務 n B ح ~\* (1272-1307) 6 きが 等 遵 さ せ 之は 8 12 T 再 單 0) 居  $\tau$ 良 12 ps. 發 h 保 ほ 12 B 3 削 存 腦 る 除さ  $\Xi$ 布及 から 8 說 かき す Þ す 0 看  $\Xi$  $\tau$ べ 大 É 利 び 8 復 取 は す IV 治 憲 叉 3 盆 活 世 重 †≥ ° F 規定 及 大規 3 第 Ġ 腦 0 1 + 一二儿儿 び 72 3 10 主 12 能 二及 1: 於 12 4-な 定 つた。 七 而 τ 歪 下 服 な る 年 つ 世 12 b CK Ŀ 及 31 關 ね 7 24 更 华 V 聯 圍 此 ば 0  $\Xi$ 重 差 13: 0 0 5 3 舐. は Ħ. 利 三年 B 13 82 r 時 條 四 益 0 文 F 得 E 11 大 項 F 0 1: 憲 朋 -------0 カン 12 Da 0 0).

つ **8**2 で 0 7 12 12 3 は、之 人 求 3 本 法 1 俟 艺 0 0 念 2 E 封 會 T 0 T 7 利 Ξ あ つ 治 U 3 は 盆 世 る。全部三。 き原 て、ニニ 8 T 存 の 合 0 0 諛 則 法 犯 は Ż Ŧî, 謬多 W 0 す 求 カゞ 八 再 建 T 12 8 は 發 共 华 設 3 劉 政 布、確 であ 支 才 す は " 治 配 3 T τ E n 證 つて " T 及 ス 0 智 團 建 ぴ っ 要 フ Eli T 0 は (i) 其 12 浆 時停 \* 4 5 *b's* 侧 あ 孩 で 何 E 此 る 1." 10 原 12 雕 は 0 2 た。 。 此 其一 則 \$  $\Xi$ 0) 殆ざ 72 ° 款 點 務 は 0 は は 政治 大 T B 此 局 郄 かる。 珂 守 0 原 3 點 大 3 は  $\mathcal{C}$ 多 則 私 憲 0 明 被 南 的 -. 章 膫 治 3 ب 層 第 者 3 3 7 0 大 13 0) 認 0 大 .... 改 爲 憲 13 Ħ. つ 3 0 良 T **ب**ب 窜 华 T め 方 12 0 法 3

三世 宫 延 ቷ F 條 凞 款 政 は E 0 原 0 因 13 ኟ 8 貴 外 族 國 0 0) J 政 勢力 智 人 驅 r 逐 U T 之 政治を 1: 山 2 浴 T

(一九一) 第十三世紀英國の政治思想

二號

つ E 會 8 反 0 智 (批三)。 0 12 8 曲 0 明瞭に つ 保で τ 表 す あ 3 0 3 2 る。此 12° 本 は王 觀 人は Œ 念 一は法に 反 を W 之を更に詳しく述ぶる所 亂 3 用 Ø  $\pm$ 理 從 (姓四)。 £. 其 想 は 目 Ł W 當 0 時 同 幾多 思思 0) 想 は 政治 は、又 は、王 HH があらう サ 詩 民 受け 0 旭 æ (進近)。 ン、 な 世 を考 なら 3 Song ኟ 黨 0 す 13

法 12 1 世 (Statutes) 1/2 3 Ŀ 0 第 十三世 紀 原 法 0 は 原 則 假令法 より狭 0  $\mathcal{C}$ F 0 あ 紀英國の 然らざるも 12 るが、此 な る 進 制 法の性 定 3 12 3 3 如 處に 葍 政 薬に 治 何 のどの 質 な 云 1 制 法と然 は 8 る 2 度 .何 此 關係を有 法と 0) 關係又法 特長を 等 特 ß は果 定 長 **Z**" n を す る る 13 Ł B 處 て何で す 3 す 13 は王 習 \$ < 學 ある 治 は 區 說 N 思 法 的 Ø 0) 想 か、又法に を生じ 係又質 文字 Ø F 0 部 關係 12 あ 8 分 際 St 用以 は 對す 95 12 0 就 後 法 加 T 72 12 0 3 (law 見 8 n 解 制 未 8, P 限 12 5 3 7 的

4 因 E Ξ 狸 \$ 3 T ては、必 二九三 紀 法 b 0 主 的 0 (law as な 見 3 12 終末 で 解 Š すい E 集 な 3 F E 云 る Communal J, # 0 ought 0 3 办 **'**2" 办 な 其 3 起 致す Ξ Courts 12 1. 第 る 世 智 3 得 は 一原 3 法 Œ ŊĴ 自 爽 E b 13 τ 0) つ 0) 8 國 0 τ 更 0 で 9 0) を 12 あ 訓 古き á 卺 あ す 如 越 τ 2 な 要 った。 3 つ Ø 3 は 慣習に 72 く、此 せ た(胜七)。 法に  $\Xi$ る τ を 官 ず、之 命 Ż 智 黜 法 對 從 は 12 す 定 法 τ 法 ч 布 3 は. 法 K 3 生 最 廷  $\Xi$ 12 3 說 世 7 出 高 0 於 B 办 7 12 72 王 注: H な 8 3 12 1 訟 3 及 か 法 τ 者 Z 訴 つ Ŀ 12 せ 3 12 凡 j. 区 12 T 0

第十三世紀英國の政治思

13 す b \$ た(註九)。 る 法 8 τ 3 王 觀念 3 大 72 る は

礎 3 其變 助业 學 四 0--四三 ਖ਼ 譽 順。 The Origin of the Engl. Const. VL與英 國

温 1] Adams, op. cit. 291-293.

福 川 Stubbs, Select Charters, 9th edition, 385 (tras.)

图 - H. W. C. Davis, England under the Normans and Angevius, 450.

阳五 本稿四參順<sup>6</sup>

la terre, lei et あ dreit de la terre ius regni, lex regni, lex terrae, の文学 Þ. M Ŋ Pollock and Maitland, History 2

上に 立. ち 11 觀 念に (peers) 1: 3

Constitutional Hist of Engl., 169-170

Vinogradoff, Constitutional Hist. and The Year Book, Quarterly Review, XXIX.

### 四

0 從つて し、當 的 (The 13 的 讀まる 75 る 12 Song of Lewes: 二九五 理論 3 思想》 偉大 曲 つて 幾多 †2 ° `\ 0 範圍 なる たる 主張に於ても見る事 第十三世紀英國の政治思想 絕對政 其 憲法 憲法 は が、此 では多く 法 Carmen de bello Lewensi) に就 律 上の抗 處に 的解釋 治を 家 Bracton +  $\equiv$ 3 0) 世 郛 政治詩 120 なる實際政治をの關係を ぐるとウサスの歌 否 は遂に反亂 (Barons' War) の説と比較する。 する原 0 識者の間に於ける宣言 が出來る。以下に吾 歌 則 現 は 13 は 單 現 は て王の に制 れて、其英佛 対典語に 3 度の 此比較 物 は主 文と見 th 語 12 12 つ て ટ્ で T 3 し 7 て 王 0) 事 ていルウキ 其 5 カラ う(誰 n 主張 13 8 12

る王 0 便 代き U Ŀ しル を \_\_ |} 3 るに 12 Æ ス *x* なる 曲 Franciscan つて明 蹤 クス τ 後 念及 の 二 二 フ 史 であ 少 Ç h 13 Ó 共 於 六 る (証) 是等 一僧 八職務に H 四 12 年であらう。 る 侶で、其書 彼 て数 就き、第二に 0 地 位 兩 か 湝 は n 0) 第 ブラク 法 + 思 = 0 想 觀 E 念 觀 紀 2 及 察 亦 E 以てデ す C 貴 サ 其 るに 之に 族 1 額に æ 對

其 敵 る ッ 智 光 郯 は 3 る U ス E 等 凡て 治 0 得 4r を 5 沒 は 4. 傻 居 E 自 τ 0 力 想 は 3 で 0 罪 洪 其 統治 3 13 民 12 3 0 地 (註五)。 意味の 0 T 上に 12 K 就 治 賴 7 於 b 全 ブ Œ H 梦 12 を得 就 智全能 潜 3 ÿ すごする は唯 τ ず、勇 は ŀ 0) 自 Y 0 己 宗教 氣 0 表 0) み 0) 12 下 何 的見地に な E E 處 す 等 して、純なる b 叉 3 とし 一に委託す。 力忠 凡 3 立つて (独四) τ B 言を要 0 權 之 北 力 0 E 13 mi 重 0 0 を B る 12 中 U 委 12 事 曲 12 簽 7 託 13 っ 對

し、文 は、此 E 襚 雕 间 h は 者 0) 要 (peers) す 3 又 3 12 経さい 君 なす 0 で 有 意 0 1 30 思 を 3 司 利 事 Ŧ. 3 1; 3 14  $\Xi$ 퓆 自 12 侶 ^ ح 己を C す τ n が、王 **3** 法 T 居 12 道 な 由 は 論 つ E 7 0 蓋 13 僧 委 其 中 な JE. 12 3 權 ね 力 ß は 0) ば 12 13 3 闸 攸 於 12 3 ١, 12 發 τ 民 IE. 82 E を歴 しき し、不 F E Œ 1: b 世 は 13. 超 ば E 0) 絕 >

n T E E 0 0) T n 0 8 0 二九七 る 凡 10 12 τ 12 あ .1. 示 を 3  $\tau$ 0 第十三世紀英國の政 す は 云 浓 3 Æ 歌 己 · Ē 更 かず 0 15 0 了 生活を 出 名 12 ば 12 來 Œ r ば 〈 王 る」(註 12 は 其 T. 其 な 也。 0 τ E 國 2 般 土 h 0 を 凡 ક τ Œ 其 7 郦 滥 艮 せら 0 治 あ 政 ্প 12 見 府 C 誤 己 で 0 0 12 R 3 0) して誰へ、 Ħ 幸 0 0 所 的 13 で 福 で 12 し。 固 は あ E あ あ 凡 3 0 る。 其 3 C 爲 は 然る 0 爸 B E ક 12 ッ 梦 5 3 12 で 0 Ŧ. る

るの性 3 3 ... [] 0 b び は 2 い」(銀10)。 れ、若 旨 (rex) 小暴君 (tyranns) かの L E 立 0 未だ  $\Xi$ する。「凡 又 1: 改 间 對 \$ す め る て の 王 ば、不 反 亂 垫 は E 12 迫 い T 是認 る 日 さる 13. 3 王 12 0) T 2 ż 丽 T な 3 拒 3 E め 7 後者 否 ん 12 服從 반 か、其 岩 6

12 來 到 北 Æ  $\Xi$ す 達 な 0 智 す 亦 난 3 L 3 h τ 200 Œ 郻 な z 12 然ら 3 落 ず、制 つるを 3 導 重 者 3 T T, Vi 12 は 先達を **(**\* 南 必 る。之は後段に 17 は 忠 5 關 王 の す 富 ·\$. 者 3 要す。 忠言者 B は 眞 所 Æ 0 で Œ Ŀ 0) 自 あ 0) 殊 東縛 最高 る 曲 述ぶる所 必 12 12 (計11)。 Æ 要さ \$ 反 0 Ø 护 3 を發揮 മ 資格 12 である。 達 1t 指 \$5 悪を 頒 世 潜 為さ T 1 0 自 3 ٤ す す . 3 12 又 H 0 す を E は

である人はしこう。

2 King wills, ん 7 E. 法 0 は で 蹣 中 二九九 law goes.) yo。 真 つて、 M n 8 0) 0 己 72 で か ざる を 7 第十三世紀英國の政治思想 3 法 0 爸 は 8 理 3" 12 治 13. Z 3 Ŧ. す 4, **.** 云 在 3 \$ 或 然で 手 Œ. 法 0 は By me Œ は 1-は 何 言 曲 邪 通 當 あ đ E C さなれば 800 つて變更す をなし 道に る。 義 Kings reign, by 0) 統 觀 72 0 主 陷 治 放 3 之 念 I E 13 12 り、法  $\mathcal{C}$ を E 賴  $\Xi$ 可 能 4 は 0) は 3 3 8 3 T me is なら か 有 重 **力**> Ġ 47 0 は Œ る ず、寧ろ 3 3  $\Xi$ 法 ₹" justice shewn 處法 は 之 め 0) Œ 15 0) を遵 τ 下 3 其 ゥ 恒 、は 觖 質 E 12 自 3 乏は は 退 な 率 は絶 久 法 12 8 な K < n 法 少 \$ 0 法、正 17 those 對 謂 2, 一國 3 は 曲 的 B 8 E

第二號

王は一時的にして盛衰常なきを以てどある。

T 法 で 0 70 3 12 T ラ つ て、之 な T 3 王は のみ : 5 慮 Ø 0 3 Common 論ず る。 12 3 13 Æ 從 る ~ 受け、 より 處又之と T 0) Te \$ 所 72 law T 受くる U 3 K 實 單 力 Ŀ 0) 12 な T 單 T Ó 1: 同じ。 T あ E 學 7 E る 。 た貴 說上 ጀ で、善 は Ġ は \$p L す 法 2, 12 Z 族 つ 0 72 は 3 Æ 配 つ 3 × ず、王  $\tau$ 魔 0 y な 0 法 三世 法 Ø 3 僧 は 何 0) 從 る T 0 13 Common law 0 K (註一
な)。 る 王 あ £ 氲 長 3 上 治下 る。 の義 12 非 老 ン 0 ば 0 段 朋 ラ E なら E な て、さ 1: 12 1 於 な る故 質 出 L て 法 n 3 12 づ 7,2 E ン 法 法 比此 あ で 8 高 力了 ~~ 0 は 律 2 す 家た 0 18 說 72 法 具 は結 場合 3 る見 8 體 c(K) 事 11 8

的 3 又 7 દ L 大 之 7 觀 曲 察 す 3 す 冬 が王 存 VÌ 後 7: 0 0 废 30 治しは 腱 3 ħ 及 上大

Ъ

Pollock and Maitland, Hist. H G. Woodbine of Engl. Law, Æ 0 事 12 r. ch なっつ て vii.; Holdsworth, 最 近 0 H 版 あ n ₹, 雏 省 [t 未 1: 手 ss.

Song of Lewes, 641-642, 701. 72 炒 非 スの 歌しを 灐 III す .3 數字 II 行 示す、

註五 Ibid, 641以下。

超 代 Carlyle, Mediaeval Political Theory in the West, iii. 34-35.

1 4 The Song of Lewes, 900-975.

: A1

最大 1010, 720-740.

第二十卷 (二〇二) 第十三世紀英國の政治思想

批 治 m 0 3 7 Œ 11 τ 12 次 A 12 從 3 四 3; 卷、第 3 John of Salisbury 號、六三、參 第二號 M 配业に

Carlyle, op.

な 13 12 3 此 何 12. カジ T 巡の は ч 中 議論が 世 朏 で 想 Ξ 中 3 如 3 紀 12 共 更 國 な 通 12 0) 3 之は 孩 關 政 b 係 治 しゃ 是等 42 思想 あ の一般 U 3 第 + 0 智 <u>ب</u> 第 沆 + 12 す  $\Xi$ 就 る 丽 T は 地 寸 位 0 3 0 事 智 表 明 3 的 瞭

0 n 想 ば 家 之を 72 3 John of Salisbury 12 且 3 つ 事 办多 高 (1110-1180) W H 涨 る。 第 せる 十二及び Thomas Aquinas す で 第 あ 十三の兩世紀は中 つて(誰し、 (1225 or 1227-1274) 11 る。 是等兩者に 世文明 就 就 T 办多 最 # τ

た。 旭た 3 12 山 (組二)。 17 來 了 r|ı 5. ~!" 敎 12 几 世 カ す 3 T あ 政 0 は 0 凡 自 思 τ 想 τ 2 3 0) 0 項 T 例 72 あ ₹. は 30 3 は ---0) 岩 12 馬 0 3 I. 質 な 童 現 で、僧侶 T 3 之 は P ば 0 13 敎 第 0 つ ね 3 τ 皇 は 起 此統一 や。 は. Gregory VII o 原 蒯 世 B 6 E 0 紀 0) ~° 求 Ø 8 テロ ^ 初 の ゝ 府 竝 中 す 3 0) 0) 0 心 3 0 手に €luny 慣 E 12 0) ---• あ 由 2 0 求 會 Ľ 金 T め なさ E 共 N ~" 7 13 T ۲. 0 0)

第十三世紀英國の政治思想

GIO10

從關 Lauterbach Ġ の承 (班当)。 世 < 有 で 的 智 0 쀄 13 3 限 Manegold T す 13 ので な 0 0 ŧ る ( ) 0 名稱 8 12 6 T. は及ばぬ。 る」(能五)。 Ŀ で 0 Έ. はない。 5 契 は 30 約 洪 0 11. 脹 は **唯** 王 v 咨 7 づ 會 Ø 消失し 凡 代表 は暴 で、グ 從 での 0) 屬 說 m 4.4 か 地 似 8 0 12 對し 3 自 の出し。「田」 世 8 を す 曲 Ø 支配 3 を附 7 ζ τ は 己 R 說 自 す ど ほ ч 5,, 最 0 3 반 服從 極 高 は 名称 ば、夫 0) 8 當 とて Alsasia, 0 1: 爸 0 Ŀ 12 \$ は 胍 で 2 は E

John なり 2 Salisbury し て、ルて は王 の決 定 È 權 廽 を有し、其欲す 想 化 し て、之に最高 B 處 法 0 12 地 位 3 0 E 力 E 得 6 3 Z कु は E 办 日 狸 く、王 想 0 か 自

あ を 0 12 見 之 0 5 あ  $\Xi$ 12 0 Š あ 3 30 か 0) 0 合 T 丽 る。 そ、王 て期 12 才 說 ば 效 î, 宗 73 は づ 12 3 τ る 似 法 狀 Æ. 態 は  $\pm$ 72 b 力 12 0) とせ は 立 0 0 h 力で τ Œ ኟ を愛好 T τ あ し王を 的 0 る」(註六)。 於て著 る。 な 會 居る(註七)。 Tyrannicide る し、之 Ŀ 嚴 理 Ø 3 0) 守 を を見 如 する 凡 想 承 位 3 T 的 すい

は 中 第二十卷 Thomas は 0 思 1) 0 Aquinas 者又 凡 形 τ は 式 0) حح で 第十三世紀英國の政治思想 3 0 智 手 13 1/1 つ  $\mathcal{C}$ 即 办多 政治 す 5  $\Xi$ る 13 學 說 0 τ 3 する Ø 手中 で、王 の系 統に 民 12 制 主 ある 智 一政治 以 組 場合 織 7 貴 t

自 自 11 かず 13 12 11 3 存 0 0 13 侣 久 3 す 法 王 13 82 ~ \*\* 亦 T す 12, 3 之 IF. 3 法 で、王 全に 幸 12 13 T 0 0 脳 世 下 鏺 12 0 致 12 3 0 對 世 3 12 0 す E 12 3 法 る 3 は は 省 法 る。 13 É 73 72 n 6 3 3 ざ、政 す MJ. 0 E を ζ 12 72 0 0 5 3 すい ~ S 0 3 叉 12 遠 局 12 0 重 25 あ  $\Xi$ 12 3 必 난 7 は 處 要 τ 神 T 之に は 3 あ 13 早 す 0 2 Ŀ 致 る 意 n 服 1: 0 7. 0 す 思 规 冰 從 準 ^ τ つ 少 T を b 0 で、人 DS. 烫 0 自 得 發 法 法 12 13 C 女 T 0 人及 (Divine は な 即 單 3 之に 法 あ 6 智 1120 0 12 は び 83 H 的 0 て、人 發 ring. law) 外 此 能 目 12 換 部 す。 0 少 0 す 的

す 3 智 义  $\tau$ す 0) F. 6 3 τ 0) τ, Ŧ. 法 (指二二)。 0) K 力 を Z t 有 すしと b ---涉 0 格 E 音 ક 蹈 13 み唯

0 13 す ·ft 3 Œ 能 3 12 政 山 ば 冶 つ 瓜 P 7 企 ず 四) 0) 選 N 去 3 擧 世 3 τ 政 的 0  $\Xi$ 1 0 す す 制 1 Œ 3 Ŧ. 抭 E 177 K E す 梦 £ Ŧ. L 法 T Ø 83 12 は 8 之 72 當 3 此 τ 云 12 3 大 0 0 L H E 13 で τ 要 2 D 3 Tyrannicide ス 抗 12  $\tau$ 事 3 る。 は 田 絕 3 13 3 點 ^ 就 ず を ~" 諭 7 3 E 7 極 E ず ۲**۴** 汉 0 E 若 の 上 3 劉 ŀ 12 3 12 4 L す 力 T 斯 12 3 E .A. T

 $\stackrel{\frown}{=}$ 第十三世紀英國の 政治思

- 描一 Maurice de Wulf, Philosophy and Civilization in the Middle Ages, 12-15.
- 置 [] Gierke, Maitland's trans., Political Theories of the Middle Age, 9-10.
- # [1] R. L. Poole, Illustrations of the Hist. of Mediaeval Thought and Learning, 200.
- 組の初頭 に死す。 Henry IV. は彼の論の 極端な るの 拟 冷 以て 彼を牢
- 30 Larouse, Grand Dictionaire-universal
- K op. cit., 203-204; F. Atger, Essai l'Histoire des Doctrines du Contrat Social, 57-58.
- 盐 代 Poole, op. cit, 205-206.
- 出 中 Ibid, 208-209
- Ω. 八 以 De regimine principum, 1. 243. Baumann, F Die Staatslehre 29-34-
- 当九 Baumann, op. cit., 80-81. 176-178.
- Part 11. (First Part: Third Number.) Q. O The Summa Theologica of St. XCL
- i i Ibid, Q. XCV. 2.
- # 1 11 Baumann, op. cit. 134-136.
- 器 1 111 The Summa Theologica, Q. XCI. 4.
- 推一四 Fool, op. cit. 210.以下参照。

nte

 $\Xi$ n vigorem 반 つて、世界 0 3 人 類 な 0) 12 3 13 0 12 す は王 3 T 國 بح あ 1= 12 り」とする主 運 定 る す る r なな 0 12 B 25 な ĩ な で 3 0) 72 は英 權否定の點で で か # あ か Ouod つ つた。 あ 3 tc. 單 國 2 0) O ベ principi · †2 人  $\Xi$ カコ 12 らず ば 13 敎 第 は絶對君 會 此 丽 は とす あ Ξ 12 placuit legis 世 於 つ 12 13 7 主で て、此 τ 3 紀 學 0 2 0 英國 T 3 原 あ 說 12 habet N 統 2 F τ で 政 72 は 達 11 容 あ

則 0) 王. に於て確 法 で は 0 定し 30 77 幾多 あ U 0 3 は 3 13 さ、否 由 0 紀 後第 圆 ず 遬 法 ٣ 限 紀 史 Æ 0 政治を否定 末 E は 讀 法 0 0 梦 ፑ 8 命 0 13 ·}-は 7 あ る 常 りと 憲法 12 0) を 主 遡 義は 者 重 條 0 3 0 原 根 間 成

第二十巻。 〈二〇九〉 第十三世紀英國の政治思想

第二號 六九

改革期 の政治 此關 り、此流血反亂 0 質際で Communitas communitatum の 王 13 想は單 あったとする。  $\tau$ 権最高説が 概念が存在しなかつたとする 此 一世 なる ね 孤立の 紀を觀察する時は自ら此世紀の政治學 ばならな 介在したるが故であったと云 は 思想に 吾人は更に之に附け加ふるに當時 英國 かったのは、畢竟第 中世社會 はあらで自由 の特 殿 で imperium in imperio 北義上 ある。 十二世 0 ---4 <u>J:</u> 50 0) の意義が 步 思 思想を 0 第 想ミ は 三世 0) 以 扩 分 0) τ 12 治 宗教 さな 代で、

これニス・ニカン

# 小農維持法に就て

## 瀧 本 誠

U つ 7 0 は ح 與に 0 彼で 歪 ける農業そ m 食さ云へる な 3 0) τ 産するご云 の \ 原 之 産す 始農 業に B 3 業より ふいと は之に從 ţ 目 Ŀ で ح 發達した 云 自 家 を 4 8 0 3 は云 ふて 産に 己及 3 後 9

小農維持法に就て